

# 埼玉中部環境センターだより

No.45

令和5年12月1日発行



操業40年目を迎えた埼玉中部環境センター

管内人口（令和5年11月1日現在）

	鴻巣市 <small>(吹上地域は除く)</small>	北本市	吉見町	合計
人口	89,353人	65,421人	17,898人	172,672人
世帯数	39,910世帯	30,515世帯	7,917世帯	78,342世帯

**ご家族皆さままでごみの分別・減量にご協力を!**

編集・発行：埼玉中部環境保全組合 総務課

比企郡吉見町大字大串2808 TEL.0493-54-0666 FAX.0493-54-0664

<https://www.tyuubu-kankyo.jp/>



組合議会議長 **金子 雄一**

令和5年5月の埼玉中部環境保全組合議会定例会におきまして、議長に就任いたしましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

埼玉中部環境センターは、昭和59年4月にごみ処理を開始して以来40年目を迎えており、施設全体の老朽化が否めない状況であることから新たな施設の整備が喫緊の要事となっております。

このような中、本組合では、昨年度より、新たなごみ処理施設の建設推進事業に着手しておりますが、議会といたしましても、地球温暖化やCO<sub>2</sub>削減など環境問題に配慮しつつ、将来にわたる安定的かつ効率的なごみの広域処理を行えるよう循環型社会に適合した新施設の早期整備をお願いしてまいりたいと考えております。

現代社会において、2市1町住民の皆様の清潔で快適な生活環境を確保していくためには、ごみ処理業務は一日たりとも欠かすことのできない重要な業務であります。

本環境センターは、新たな施設が完成するまでごみ処理業務を継続することとなりますので、施設の機能を維持していくための設備機器の修繕及び保守点検整備等を確実に実施し、安全で安心な施設として適切な維持管理に努めてまいります。

本環境センターは地域住民の皆様のご理解とご協力なくしては、運営することのできない施設であります。

今後においても、本組合の環境行政に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 議決機関の役職

議 長	金子 雄一(鴻巣市議会議員)
副 議 長	保角 美代(北本市議会議員)
議会運営委員長	芝 崙 和好(鴻巣市議会議員)
議会運営副委員長	湯沢 美恵(北本市議会議員)
議会運営委員	竹田 悦子(鴻巣市議会議員)
〃	岡村 有正(北本市議会議員)
〃	尾崎 豊(吉見町議会議員)
〃	杉田しのぶ(吉見町議会議員)
議 員	小泉 晋史(鴻巣市議会議員)
〃	川崎 葉子(鴻巣市議会議員)
〃	桜井 卓(北本市議会議員)
〃	秋山 真美(吉見町議会議員)
〃	宮崎 雄一(吉見町議会議員)

※掲載議席順

## 執行機関の役職

管 理 者	宮崎 善雄(吉見町長)
副 管 理 者	並木 正年(鴻巣市長)
〃	三宮 幸雄(北本市長)
監 査 委 員	田中 光一(識見者)
〃	秋山 真美(組合議員)
会 計 管 理 者	小川 輝由 (吉見町会計管理者)
事 務 局 長	藤倉 聡

他 職員 9 人

# 埼玉中部環境保全組合議会のお知らせ

令和5年第2回定例会が5月29日(月)に、令和5年第3回定例会が10月18日(水)に開催されました。提出議案とその審議結果は、次のとおりです。

令和5年第2回定例会	審議結果
専決処分の承認を求めることについて (埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)	承認
令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第1号)	原案可決
埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について	同意

令和5年第3回定例会	審議結果
令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第2号)	原案可決
令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について	認定

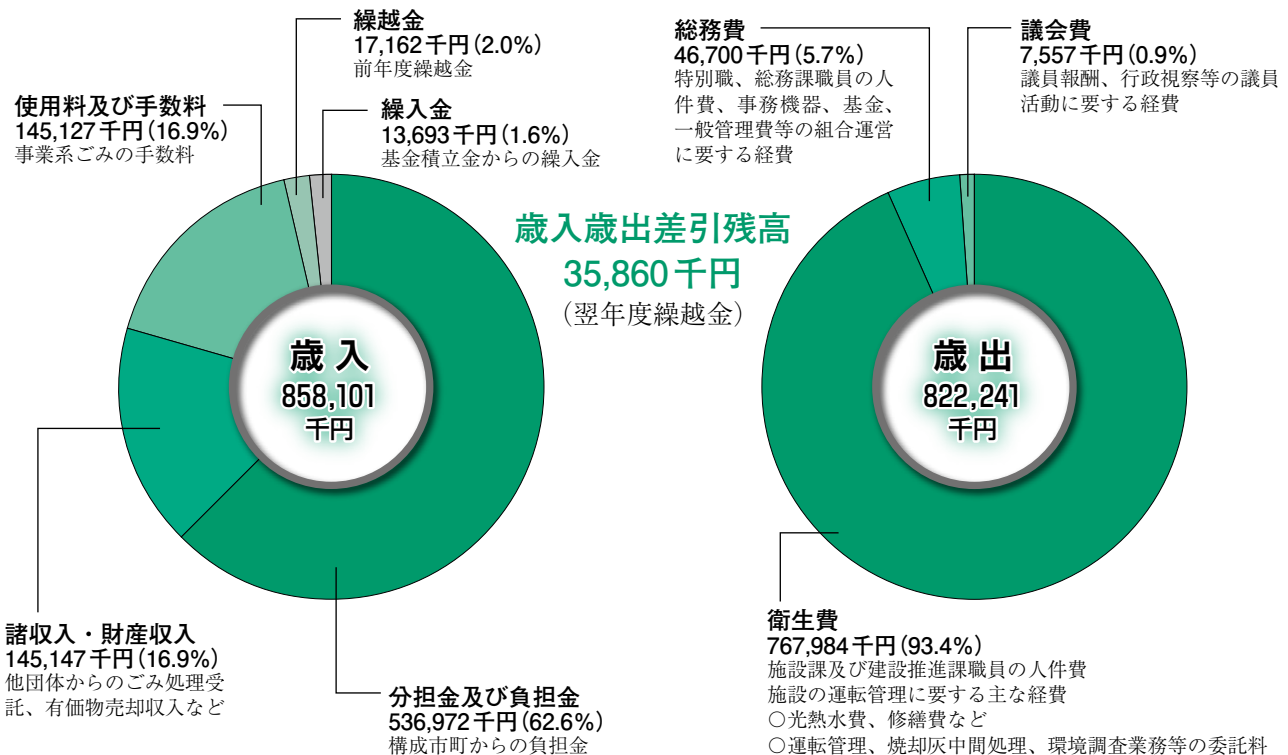
令和6年第1回定例会は、2月14日(水)に開催する予定です。

詳しいことは、組合議会事務局(総務課)までお問い合わせください。なお、『組合議会会議録』は、本組合ホームページをご覧ください。

## 令和4年度一般会計決算

令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算が第3回定例会で認定されましたので、決算の概要をお知らせいたします。(金額は千円未満四捨五入)

組合では職員一丸となり、経費の削減に取り組んでいます。



# 令和4年度人事行政の運営等の状況を公表します

埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、組合職員の任用、給与、勤務時間、サービスの状況等の概要をお知らせします。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1) 職員の採用の状況 採用はありませんでした。
- (2) 再任用の状況 …… 再任用は1名でした。
- (3) 職員の退職者数 … 退職者は1名でした。
- (4) 職員の級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査 係長	主幹 課長補佐
職員数	—	—	1人	2人	3人
構成比	—	—	10.0%	20.0%	30.0%
区分	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	課長 副参事	次長 事務局長	事務局長		
職員数	3人	1人	—	10人	
構成比	30.0%	10.0%	—	100%	

## 2 職員の給与の状況

- (1) 人件費の状況 (一般会計決算)

区分	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
令和4年度	822,241千円	75,707千円	9.21%

- (2) 職員給与費の状況 (一般会計決算)

職員数(A)	給与費(千円)				一人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計(B)	
8人	32,999	7,128	12,647	52,774	6,597千円

- (3) 職員の平均給料月額・平均給与月額と平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	360,730円	433,307円	47.9歳

- (4) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	191,700円	175,300円	164,100円

- (5) 職員手当の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当	配偶者6,500円、子1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの子1人につき5,000円を加算
地域手当	給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の6%
住居手当	借家等28,000円が限度額
通勤手当	自動車等利用(距離に応じた額) 31,600円が限度額
時間外勤務手当	該当職員3人
期末・勤勉手当	期末手当：年間2.4月分 勤勉手当：年間2.0月分 職務上の段階、職務の級等による加算措置あり
退職手当	埼玉県市町村総合事務組合に加入し、支給率(最高限度額)自己都合及び定年47.709月分

- (6) 特別職・議員の月額報酬等の状況

(令和5年4月1日現在)

管理者	副管理者	議長	副議長
24,400円	20,800円	20,800円	20,000円
議会運営委員長	議会運営副委員長	議員	期末手当
19,200円	18,400円	17,600円	年間4.40月分

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 1週間の勤務時間数

職員の勤務時間は、1週間あたり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの7時間45分の勤務となります。

- (2) 育児休業、看護休暇及び介護休暇の状況

育児休業、看護休暇及び介護休暇を取得した職員はいませんでした。

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限及び懲戒処分された職員はいませんでした。

## 5 職員のサービスの状況

- (1) 職務専念義務免除の状況

埼玉中部環境保全組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合等に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。承認件数は15件でした。

- (2) 営利企業等従事の許可状況

許可件数はありませんでした。

## 6 職員の研修の状況

実施しませんでした。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

- (1) 福利厚生制度に係る組合の負担状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって定められています。

なお、共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である埼玉中部環境保全組合の負担金によって賄われています。

埼玉県市町村職員共済組合に10,463千円の負担金を支出しました。

- (2) 公務災害の発生状況

発生件数はありませんでした。

## 8 公平委員会からの報告

- (1) 勤務条件に関する措置の要求…………… 0件
- (2) 不利益処分に関する不服申立て…………… 0件

## 第1回・第2回新たなごみ処理施設等建設検討委員会を開催

埼玉中部環境保全組合では、新たに建設する一般廃棄物処理施設等の整備に関し、調査研究及び検討を行うため、新たなごみ処理施設等建設検討委員会(第2期)を設置しました。

第2期では、管理者の諮問により、令和5年度、6年度の2か年で、埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関することについて、調査研究及び検討を行う予定です。

建設検討委員会の会議内容は以下のとおりです。

	開催日	会議内容
第1回	令和5年7月6日	(1)委嘱状の交付(16名)、(2)委員長、副委員長の選出、(3)諮問(諮問事項：埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関すること)、(4)建設検討委員会の協議事項及びスケジュール、(5)施設整備の基本理念及び基本方針について
第2回	令和5年8月22日	(1)計画ごみ処理量・計画ごみ質について、(2)施設規模について、(3)処理方式の選定方法及び一次選定について、(4)環境保全基準について



管理者から委員長へ諮問書の手交

### ○会議開催のお知らせについて

- ・会議開催は組合ホームページにてお知らせします。
- ・会議は原則公開を予定しておりますが、公開・非公開については会議に諮って決定します。
- ・視聴をご希望の方は、人数制限がございます。詳しくは本組合ホームページでご確認いただくか、本組合の建設推進課までお問い合わせください。

☎0493-54-0666

※会議資料、会議録については、本組合ホームページに随時掲載しております。

(<https://www.tyuubu-kankyo.jp/new-construct/consider.html>)

## 意見箱を設置しました

埼玉中部環境保全組合では、住民の皆さまから、新たなごみ処理施設等の整備に関するご意見やご要望等を広くいただくため、埼玉中部環境センター、鴻巣市役所、北本市役所、吉見町役場、鴻巣市笠原公民館、組合ホームページ上に意見箱を設置しています。皆さまからのご意見ご要望をお待ちしております。

また、意見箱に関するご質問等がありましたら 下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 埼玉中部環境保全組合 建設推進課 ☎0493-54-0666

※皆さまからのご意見と回答については、本組合ホームページに随時掲載しております。

(<https://www.tyuubu-kankyo.jp/new-construct/plan.html>)

## 新たなごみ処理施設等整備事業の住民説明会を開催

埼玉中部環境保全組合では、「新たなごみ処理施設等整備事業の住民説明会」を開催しました。説明会では、延べ241名の方々にご参加いただき、既存施設の老朽化の状況、建設予定地の決定について、事業の全体スケジュール、建設予定地周辺の環境保全への対応および令和5年度以降に計画している主な取り組みなどについて説明し、参加された方から本事業についての様々なご意見をいただきました。

また同時に実施したアンケートでもご意見やご質問をいただきましたので、当日の配布資料や説明会報告書とともに、その回答を本組合ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

(<https://www.tyuubu-kankyo.jp/new-construct/plan.html>)

説明会の開催状況は以下のとおりです。

	開催日時	会場	参加者数
第1回	令和5年9月28日(木) 18:00～	クレアこうのす	53名
第2回	令和5年9月30日(土) 10:00～	鴻巣市笠原公民館	22名
第3回	令和5年10月5日(木) 18:00～	フレサよしみ	123名
第4回	令和5年10月8日(日) 14:00～	北本市文化センター	43名
合 計			241名

## 第1回・第2回新たなごみ処理施設等地元協議会を開催

埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等地元協議会は、地元住民の皆さまと組合が、ごみ処理施設等の円滑な整備及び運営のための協議を行うことを目的に設置したもので、施設周辺の生活環境の保全に関する事項や、その他新施設の整備等に必要な事項を協議します。

この協議会の委員は、地元自治会や土地改良区の代表者、農業委員等農業関係の代表者、地元の環境衛生委員、地元児童の保護者の方などで構成されており、宮崎管理者から27名の方に委嘱状を交付しました。



第1回地元協議会の様子

	開催日	会議内容
第1回	令和5年8月1日	(1)会長及び副会長の選出 (2)事業の経過と今後の予定について (3)事業計画(案)及び予算(案)について
第2回	令和5年9月16日	(1)令和5年度地元協議の協議進行について (2)環境保全対策について (3)エネルギー利用について

※会議資料、会議録については、本組合ホームページに随時掲載しております。

(<https://www.tyuubu-kankyo.jp/new-construct/council.html>)

## ごみの搬入について

『燃やせるごみ』は、指定された日時にごみ集積所へ出し、収集業者が回収し搬入しますが、急な引っ越しなどで、集積所へ出すことが困難な場合などには、直接(自己)搬入することもできます。

『粗大ごみ』は、**戸別収集**と**自己搬入**があります。

**戸別収集**：収集業者に回収日時等を連絡し、指定された粗大ごみ処理券取扱い店で処理券を購入します。回収日に処理券を貼った粗大ごみを自宅前等の場所に出した後、収集業者が回収します。

**自己搬入**：粗大ごみを車に積んで、お住まいの市役所・町役場の自己搬入窓口で職員によるごみの確認を受けます。処理費用をお支払いされた後、搬入許可書(当日のみ有効)が発行されますので、その搬入許可書を持参し、埼玉中部環境センターに搬入してください。(燃やせるごみの手続きも同様です)

**※本環境センターにおける自己搬入受付時間は、平日午前9時から正午、午後1時から午後4時まで**ですので、時間に余裕をもってお越しください。

搬入の際は、受付で搬入許可書を渡し、車ごとに重さを計量します。その後、場内の案内に従って指定の場所にごみを降ろした後、再度、受付で重さを計量し、完了となります。場内には職員がいますので、分からないことがありましたら、お気軽にお声掛けください。

お住まいの市町で作成している『ごみの分類表』に廃棄したいごみが記載されていない場合やどのごみになるか判断に困るものがある場合には、お住まいの市町の環境課へごみの分類や出し方についてご相談ください。

**※ごみの相談窓口及び連絡先**

鴻巣市(鴻巣・川里地域)	北本市	吉見町
鴻巣市役所 環境課	北本市役所 環境課	吉見町役場 環境課
☎048-541-1321	☎048-594-5553	☎0493-54-7811

## 年末年始 ごみの自己(直接)搬入について

### ●年末の受け入れ

**粗大ごみ：12月26日(火) 午後4時まで**

**燃やせるごみ：12月28日(木) 午後4時まで**

※燃やせるごみを各地域の集積所に出される際は、各市町のごみ収集日程表を確認のうえ、決められた日時までに出してください。

### ●年始の受け入れ：1月4日(木) 午前9時から

# 埼玉中部環境センター 環境調査の直近値

ダイオキシン類	排ガス(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	ばいじん(ng-TEQ/g)	焼却灰(ng-TEQ/g)	処理水(pg-TEQ/ℓ)
令和5年4月18日2号炉	0.0030	0.66	0.00034	-
令和5年6月8日3号炉	0.0032	0.23	0.00026	-
令和5年10月16日1号炉	検査中	検査中	検査中	検査中
※排出基準値 ・排ガス：5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N（平成14年12月1日から） ・ばいじん+焼却灰：3ng-TEQ/g（平成14年12月1日から） ・処理水：10pg-TEQ/ℓ（平成15年1月15日から）				

項目	結果	基準値	単位	項目	結果	単位	
◎焼却残渣(12回/年) *9月7日				◎ごみ質(4回/年) *7月4日			
熱灼減量	4.8	10	wt%	見掛比重	172	kg/m <sup>3</sup>	
◎放流水水質(12回/年) *9月7日				乾物基準	紙・布類	55.99	%
pH	6.7	5.8~8.6	-		ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	19.13	%
BOD	0.7	25	mg/ℓ		木・竹・ワラ類	3.03	%
COD	2.8	-	mg/ℓ		厨芥類	21.07	%
SS	<1	60	mg/ℓ		不燃物	0.17	%
大腸菌群数	<30	3,000	個/cm <sup>3</sup>		その他(5mmのふるい通過)	0.61	%
◎排ガス(6回/年) *8月3日				湿物基準	水分	57.2	%
ダスト濃度	<0.0007	0.15	g/m <sup>3</sup> N		灰分	4.1	%
硫黄酸化物	0.07	85.58	m <sup>3</sup> N/h		可燃分	38.7	%
窒素酸化物	92	250	ppm		★低位発熱量	1,480	kcal/kg
塩化水素	4	200	mg/m <sup>3</sup> N				
★低位発熱量：ごみが燃焼したときのカロリーです。焼却により発生した水分が水蒸気となり利用されずに煙突から出てしまうと仮定した場合の熱量です。							

放射性セシウム (134+137)	調査月日	4月18日 2号炉	5月11日 2号炉	6月8日 3号炉	7月4日 3号炉	8月3日 2号炉	9月7日 1号炉
焼却灰	Bq/kg	18.8	18.8	16.3	16.3	19.7	19.1
ばいじん		96.9	107	90.0	74.1	83.7	94.9
国の埋立基準は、8,000ベクレル以下となっております 本環境センターのばいじん及び焼却灰は、セメント原料として従来どおりリサイクルされております。							

## 編集後記

皆様に読んでいただく「埼玉中部環境センターだより」は、環境センターの運営状況等をお知らせするものです。業務に関する「ご質問」「ご意見」「ご希望」がございましたらお気軽にご連絡ください。

また、環境センターの業務を多くの方々にご理解いただくために、施設見学を受け入れています。ご希望される方は、本組合にお申し込みください。☎0493-54-0666



構成市町担当課 《鴻巣市役所環境課・北本市役所環境課・吉見町役場環境課》  
 ☎048-541-1321 ☎048-594-5553 ☎0493-54-7811